

国政選挙は
2016.6.19の後に
 公示される選挙から

私たちの声を、
 私たちの将来に。

選挙権年齢が 18歳以上に。



18歳選挙権あなたはどう思いますか？

少子高齢化社会が進展する中、将来を担う若い世代の皆さんの声をこれまで以上に政治に取り入れるための、選挙権年齢の引き下げ。いよいよこの6月19日以降に公示される選挙から、満18歳、満19歳の、全国約240万人、栃木市では約3,300人もの皆さんが、新たに投票できるようになります。

この夏に行われる見込みの参議院議員通常選挙を前に、栃木市内で学校の枠を超えて、地域で活動を行うボランティアサークル「とちぎ高校生蔵部」のメンバーの中から、今回は満18歳を迎えるお二人の方に、選挙権に対する思いを伺いました。



とちぎ高校生蔵部
 栃木翔南高校3年 佐藤万里子さん

一票の重みを感じます
 実際に自分が投票できると知り、とてもびっくりしました。同時に、一票の重みも感じています。
 自分自身が、世の中がどのようになってほしいのか、きちんと考えた上で、候補者や政党について調べて臨みたいですね。



とちぎ高校生蔵部
 栃木商業高校3年 小倉達也さん

まだ早いと思いました
 選挙権年齢が18歳に引き下げられると聞いた時は、正直、まだ早いと思いました。選挙で投票するのは20歳になってからだと思っていたので・・・。
 学校では集会などで選挙権について学んでいます。投票する時は、きちんと色々なことを調べて投票したいと思います。

◎インターネットで選挙運動ができる？

18歳以上(有権者)になれば、選挙運動ができます。SNSやブログなどの様々なインターネットツールを通して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

<インターネットでできる選挙活動>

- ・自分で選挙運動メッセージをブログやSNSなどに書き込む。
- ・SNS上の選挙運動メッセージなどを「リツイート」や「シェア」などで自分のフォロワーなどに広める。
- ・選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する。

<以下のことはできませんので、ご注意ください!>

- ・候補者や政党等以外の方が、電子メールを利用した選挙運動をすること。
- ・公示・告示から投票日前日までの期間以外に選挙運動をすること。
- ・満18歳未満で選挙運動をすること。

友達や先輩がネットで選挙活動の書き込みやリツイートなどをしていても、自分が満18歳になるまでは選挙活動できないので注意してね。



◎引っ越ししたら、住民票を移しましょう！

進学や就職などで引っ越しをして実家を離れる場合は、引っ越し先の市区町村へ住民票を移す必要があります。選挙権を行使するためにも、忘れずに住民票を移しましょう。

※この春に引っ越しをした満18・満19歳の方へ
 引っ越してから3か月未満の場合、参議院選挙は旧住所地での投票となります。

引っ越しをして新住所地に転入届をした日から参議院議員通常選挙の公示日(選挙期日の少なくとも17日前)までの期間が3か月未満の場合は、旧住所地での投票になります。

投票日前でも、選挙期間中に旧住所地で行われる「期日前投票」に行っても投票することもできます。また、選挙期間中に旧住所地に行っても投票するのが難しい場合は「不在者投票」の制度を使って投票することもできます。詳しくは、旧住所地の市区町村の選挙管理委員会へ問い合わせください。

◎選挙権年齢の拡大についてもっと詳しく知りたい方は

総務省特設ホームページへ <http://www.soumu.go.jp/18senkyo>

<問合せ先> 選挙管理委員会事務局 ☎(21)2531

参議院議員通常選挙の期日前投票立会人募集 1人でも多くの皆さんに選挙に関心をもっていただくため、期日前投票立会人を募集します。

- ◆資格 市内に住所を有し、栃木市の選挙人名簿に登録されている20歳以上の方
- ◆従事日 6月24日(金)から7月9日(土)
(参議院議員通常選挙投票日が7月10日(日)の場合)
- ◆時間 8時30分から20時
- ◆場所 本庁舎および各総合支所
- ◆報酬額 1日につき9,500円

- ◆応募期限 6月10日(金)まで
- ◆応募方法 市ホームページ及び選挙管理委員会備え付けの応募用紙に住所・氏名・生年月日・希望する従事日及び場所・電話番号を明記のうえ、選挙管理委員会へ
 ※申し込み状況によって調整をすることがあります。
 ※参議院の国会会期延長などにより、従事日及び時間に変更になる場合があります。
- ◆応募・問合せ先 選挙管理委員会事務局 ☎(21)2531